

保護者の皆様

緊急事態宣言の発出に伴う保育施設等の対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、国において1都3県を対象に緊急事態宣言が発出されました。今般の宣言では、感染リスクが高いとされる飲食店などを対象として限定的に対策を講じることとし、保育施設等については感染防止対策を徹底し開所することとしております。

つきましては、市内の保育施設等においては感染防止対策を徹底し、通常どおりの運営を行ってまいります。

保護者の皆様におきましては、これまでもご協力をいただいておりますが、引き続き、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 登園の際の注意事項

登園前に、お子さまの検温、症状の確認をしてください。次の症状等がある場合は、保育園に連絡し、ご対応をお願いします。

| 症 状 等 | 対 応 |
|------------------|---|
| お子さまに風邪の症状がある | 症状が消失（解熱後 24 時間）するまでは家庭で様子を見てください。 |
| 同居家族に風邪の症状がある | 登園可能ですが、感染症に起因するものと医師が判断した場合は、登園を控えてください。 |
| 同居家族が濃厚接触者に特定 | 感染拡大のリスクを抑制する観点から出来るだけ登園は控えてください。 |
| お子さまが濃厚接触者に特定 | 登園停止。保健所の指示に従い PCR 検査を受診します。 |
| お子さまが PCR 検査等で陽性 | 登園停止。医師又は保健所の許可が出るまで登園停止となります。 |

2 感染の防止について

日頃から、手指消毒、密を避けるなど感染防止に努めましょう。また、お仕事がお休みの日は家庭保育や早めのお迎えなどを心がけてください。